

平成29年度第6回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成30年3月29日（木） 午後7時00分～8時29分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 齋藤利之委員 野村明洋委員 坂入真由美委員 武田和也委員
山岡つかさ委員 新倉南委員 佐々木真弓委員 鹿島洋子委員
佐々木いずみ委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
健康課長
子ども政策担当主査

欠席者の氏名

白石京子委員 荒井友香委員 菅田弘之委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

さて、時間になりましたので、本日は年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第6回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員から、ご都合により欠席をする旨、事務局宛てに連絡が入っております。

また、〇〇委員におかれましては、少しおくれたのご出席という旨を頂戴しております。

なお、委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。

なお、本日は事務局から、ご報告事項が主となっております。冒頭申し上げましたとおり、年度末の大変お忙しい中でございますので、皆様方のご協力をいただきながら、スムーズな会議運営を心がけていきたいというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、事務局より本会議での議題内容につきまして、ご説明をお願いいたします。

・事務局

皆さん、改めましてこんばんは。私のほうから、本日の議題内容等についてご説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画について」、3「その他」でございます。

以上でございます。

・会長

それでは、これから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、本日は傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

傍聴の方をお通しいただきますよう、よろしく願いいたします。

傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。

・事務局

では、配付資料について確認させていただきます。

今回の会議におきましては、事前の資料は特にございませんでした。

今回配付いたします資料にて会議を進めてまいります。

資料は1点となります。資料1「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画 平成30年3月（改訂）」です。

また、会議資料ではございませんけれども、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について」の冊子、緑色の冊子がお手元にあります。こちらの冊子が完成いたしましたので、本日、委員の皆様のお手元にご配付させていただきました。よろしく願い申し上げます。

配付資料の確認につきましては以上です。

・会長

事務局から資料の説明がございましたが、不足等ございますでしょうか。ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。はい。

2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画について

・会長

それでは、次第2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画について」に移りたいと思います。

事務局よりご説明をお願いいたします。

・事務局

次第2ということで、東久留米市子ども・子育て支援事業計画についてご説明申し上げます。

まず、先ほど資料の確認で触れましたけれども、今回、委員の皆様には、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について」の冊子を配付させていただいております。

前回の会議で案としてご提示した後、各所との調整を経まして、先日公表する運びとなりました。今後は中間年の見直しを行った事業については、補正の内容に沿って実施しまして、現行の事業計画とあわせて本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育事業等に関する市民のニーズに応えていく体制づくりを進めてまいります。この場をかりまして、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

そして、現行の事業計画につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間となっています。来年度は平成30年度、その翌年度が平成31年度になりますので、次の5年間の計画についての準備を今後検討していくこととなってきます。

現段階では、特に国のほうから次期計画に関する通知等はございませんので、現行の事業計画策定までの経過を参照しながら、スケジュール感を皆様と共有できればと思っております。

つきましては、お手元の黄色のファイルにございます「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を開いてください。赤いタグがあると思いますが、その86ページです。子ども・子育て支援事業計画の付箋の貼られたページをごらんください。黄色い付箋がございましたので、そのページをお開きいただければと思います。よろしいでしょうか。

「3 計画策定までの経過」として、86ページ、87ページに、平成25年度、平成26年度の東久留米市子ども・子育て会議における審議等について記載されております。

まず、86ページ、左側のページです。

平成25年度ですけれども、現行の事業計画の初年度である平成27年度の2年前、次の5年間の事業計画に置きかえますと、平成30年度に当たることとなります。そのイメージでござんいただければと思います。

平成25年度、25年の8月に、第1回東久留米市子ども・子育て会議が開催されまして、主な議題、右の欄でございますけれども、市町村子ども・子育て支援事業計画について諮問が行われております。

また、同じく第1回会議において、ニーズ調査についてという議題もございます。

それ以降、第2回、第3回とニーズ調査について議論されまして、その間に実際に調査も行われまして、第4回、平成26年の2月に結果について審議しておりました。

そして、第5回、平成26年3月の会議で、「量の見込み」について最初に検討されております。ここまでが計画の2年前の流れになります。

86ページ下段の平成26年度に入ります。こちらは事業計画の初年度の1年前、前の年ですので、次の5年間の事業計画に置きかえますと、再来年度に当たることとなります。

前年度から引き続き「量の見込み」を議論しながら、第3回の6月の会議から「確保方策」についても審議されておりました。

そして、右のページに進みまして87ページです。

一番右の欄をごらんになっていただきますと、東久留米市子ども・子育て支援事業計画そのものについては、「骨子案」、あとは「素案」を経て「答申案」が作成されて、平成27年1月、第10回の会議に、「答申書」が市長に送付されているというところになります。

その答申を受けて、その2カ月後の平成27年3月に、この事業計画、現行の事業計画の策定というところでございます。

また、88ページ、次のページをお開きください。

こちらには、事業計画の策定経過における「ニーズ調査」及び「パブリックコメントの実施」について、概要が記されております。

ニーズ調査については、「就学前児童」と「小学校2年生の就学児童」の保護者を調査対象として、右の欄の調査期間で実施しております。

パブリックコメントについては、平成26年の12月に、素案について意見聴取をしております。

以上で、おおまかではございますけれども、計画策定までの経過でございました。次期の事業計画の初年度の2年前からのスケジュール、つまり来年度以降のスケジュールについては、この流れを踏襲しながら、議題の内容や開催回数などを検討していこうと現在考えております。

既に一度計画策定をしていることで、一定程度のノウハウがあることから、期間的にも開催数としても、多少の圧縮は可能であろうと思っております。このようなところをご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

・会長

事務局より説明がありました。ありがとうございます。

今、説明をいただきました86ページ、87ページに関しましては、現委員の皆様におかれまして、来年度、まさにお手元にある平成25年度のような形の中で推移して行って、次年度、次回の事業計画を進めていくという形になりますので、全体的な流れをちょっと見ておいていただければなというふうに思います。

特に、平成26年度のところはかなり具体的話があって、ほぼ毎月行ったという、記憶に新しいところがございますが、かなり踏み込んだところまで議論をした記憶があります。

専門家の方も中に入ってくださいまして、この量の見込みだとか、あとそういったところの数の意味合いであるとか、そういったところも丁寧にご説明いただいた上で、これだけの回数になったんじゃないかなというふうに記憶してございます。

ですので、皆様方におかれまして、平成25年度、26年度のところの途中ぐらいまで任期がございますので、同じような形で審議をしていくという形になろうかというふうに思います。

それから、緑の冊子のほうに関しまして、これ、中間年の見直しに関しまして、委員のほうでも具体的に、かなり中身の部分、文言もそうですし、それから、各種ご指摘をいた

だいた部分もございます。書きぶりもございました。こういったところを丁寧に事務局のほうで直していただきまして、見やすい形にさせていただいたのが、この緑の冊子ではないかなというふうに承知しております。

以上、事務局から説明がございましたこの資料1につきまして、何かご意見等ございましたら挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。また、後でちょっと気づいたことがあれば、手を挙げていただければというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、事務局のほうから、まずご報告という形をとらせていただきたいというふうに思います。

3 その他

・会長

それでは、早速ですが、次第3の「その他」に移りますけれども、よろしくお願いたします。

・事務局

それでは、次第の3「その他」ということで、私のほうから何点か、ご説明、ご報告をさせていただきますと思います。

まず、1点目は、前回この子ども・子育て会議を開催させていただいてから2カ月強たっております。その中で、動きがあったことなどを少し報告をさせていただきますと存じます。

まず1点、「東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」という条例が東久留米市にはございます。これはこの子ども・子育て会議におきまして、平成26年度に、新たに、子ども・子育て支援新制度が創設されることに伴いまして制定させていただいた条例ということになります。

今回、これにかかわりまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」という法律がございまして、これの施行によりまして、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が改正されました。

これに伴いまして、先ほど申しました市の条例が、この法律の一部を引用している規定がございましたので、その部分を条例改正ということとさせていただきます、この3月の議会において議決いただいたということになります。

具体的な内容といたしましては、認定こども園の認定という業務につきまして、これまで都道府県が持っていたところがございますが、これが政令指定都市のほうにも拡充されたということで、先ほどの法律のほうで改正になりました。

これに伴い、それを引用している条例の条文を変えさせていただいたんですが、当市におきましては、実務的に何か変更があるといったことはございませんので、あくまで規定の整備ということで条例を改正したということとご報告をさせていただきます。

また、2点目といたしまして、前回子ども・子育て会議でも少し話題になったところでございます幼児教育の無償化ということで、国におきまして動きがあるという報道等に

よりまして情報をいただいておりますので、その経過というところでございますが、具体的には前回の会議から本日に至るまでの間に、市のほうに情報等が来ているということとはございません。

ここにつきまして、国のほうでは幼児教育・保育や高等教育の無償化なども盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」というものを閣議決定を昨年しておるところでございます。こちらにつきましては、教育無償化には財源が必要になりますので、2019年10月の消費税増税分の用途変更などで確保するといったところを報道等で聞いているところでございます。

2019年4月から、幼児教育・保育の無償化を一部先行実施し、2020年4月に高等教育を含め、全面実施するということが報道されているところでございます。

その中で、幼児教育・保育につきまして、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象に無償化、また3～5歳児は保護者の所得に関係なく認可保育所、幼稚園、認定こども園の利用者は無償化する、また、その他の施設については有識者会議を設置して無償化対象などを検討し、ことしの夏以降に、例えば結論を出すとか、そういったことが、皆さんもご存じかもしれませんが、報道されていると、それ以上のことにつきましては、我々、市のほうでも、まだ情報としてはそこまでのお話であるということ、この場におきましてもご報告させていただければと存じます。

また、関連する項目といたしまして、保育園、幼稚園、認定こども園含めまして、当市におきましても、この特定教育・保育施設等の利用者負担というものが設定をされているところでございます。

国におきましては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行以来、この幼稚園・認定こども園保育料に関しましては、段階的な無償化へ向けた動きというものがありまして、毎年、保育料等の軽減等が実施をされているところでございます。

そのことについて、おおむね前回の子ども・子育て会議でご説明をさせていただいたところでございます。改めまして、来年度4月以降につきましては、教育標準時間の認定のお子さん、いわゆる1号認定の子どもの方の保育料につきましては、住民税の所得割課税額が7万7,100円以下の段階に該当する方については、もともとが1万4,100円であったところが1万100円ということに軽減をされるといったことが言われております。

これについても、当市におきましても、国の動きに準じて設定をされている1号認定の保育料については対応をしていく、このような状況でございます。

私からの報告としまして、最後に1点、資料を用いましてご報告をさせていただきます。

本日、ご配付をさせていただきました資料1「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」につきまして、30年3月に改訂を行いましたので、そのことにつきまして概略をご説明をさせていただきたいと思っております。

この資料の1、1枚おめくりいただいでよろしいでしょうか。

こちらにつきまして、「計画の改訂について」という表記がございます。こちらを一度読ませていただきたいと思っております。

本計画は、平成29年度末まで（平成30年度当初）に向けた待機児解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる市立保育園の当面の方向性を示すため、平成28年3月に策定しました。その後、更なる待機児童解消の取り組みを進めるための改訂や記載

変更等を経ながら現在に至っているというところでは、

この間、国におきましては、平成29年5月に待機児童解消のための新たなプラン「子育て安心プラン」を公表し、まずは平成30年度からの2年間で、待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも3年間で待機児童を確実に解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿整備等を進めていくとしております。また、同プランを前倒し、平成32年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することを示してございます。

これが国の動きでございます。

そのような中、市では東久留米市子ども・子育て支援事業計画について、計画策定時の推計と比較し、就学前人口（0～5歳）の推計とその実績に一定の乖離があることや、確保方策等の状況の変化などもあることから、中間年の見直し（補正）を行いました。

ついては、幼児期の教育・保育の量の見込み等の補正への対応及び保育サービスの施設整備計画の進捗による記載変更並びに時点修正等を行うため、このたび、本計画を改訂しますといったものでございます。

最後に、読み上げました幼児期の教育・保育の量の見込み等の補正への対応及び保育サービスの施設整備計画の進捗による記載変更並びに時点修正等ということで、今回改訂をさせていただきますところでございます。

そのほかについては、この3つの項目の修正ということですので、変更はないところでございます。

なお、恐縮でございますが、この新旧対照表というのが、以前、お話しいただいたところですが、今回、表のところでございますとか、金額、数字等、年度更新をするに当たりまして、新旧対照表という形にはなかなかそぐわない状況がございましたので、皆さんのお手元には改訂後の実施計画を資料として提示させていただいているところでございます。

この計画は、先ほどのとおり、施設整備の進捗による記載変更や時点修正など、また、先ほど担当のほうからご説明させていただきました、子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し、皆様にもいろいろ6回の会議にわたりましてご意見いただいているこの中間年の見直し（補正）がありましたので、上位計画とされているこの計画について反映する形で改訂を行ったものでございます。

そのところにつきましては、ページで申しますと資料1の12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

ここに、子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し後の反映した形での平成30年度の幼児期の教育・保育の提供体制の確保予定数ということで表がございます。

また、次の13ページには、平成31年度の同内容のものがございまして、この12ページ、13ページにつきましては、本計画におけます第3章の保育サービスの施設整備及び第4章の市立保育園の民間活力の導入を踏まえた平成30年度及び31年度の幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数が記載されてございます。こちらが東久留米市子ども・子育て支援事業計画において設定した同じレイアウトの表のものと近似値となっております。

こういったことから、これまで同様でございますけれども、本計画を推進することで、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における幼児期の教育・保育の提供体制の確保を目指していくといったものでございます。

具体的には、12ページ、13ページをごらんいただきますと、それぞれの年度で量の見込みが1号、2号、3号と各認定区分ごとにございますけれども、これを予定されている保育サービスの施設整備を比べますと、提供体制のほうが両年度において上回っているという状況になっているというものでございます。

ポイントに絞ってご説明、ご報告をさせていただきましたが、私からの報告事項は以上でございます。

続きまして、先ほど、緑の冊子のところで、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について」でございますけれども、こちらのページで申しますと7ページになります。

(1)利用者支援に関する事業がございますが、こちらにつきまして事務局から概略を、30年度へ向けた動きというものを含め、ご説明をさせていただきたいと思えます。

・事務局

7ページの(1)利用者支援に関する事業の中ほど、「現在実施している利用者支援事業（特定型）に加え、平成30年度から、母子保健や育児に関するさまざまな相談等に対応するため、保健師等が専門性を活かした相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することを目的とした利用者支援事業（母子保健型）を実施する予定です」と記してございます。

この内容につきましてご説明申し上げます。

来年度より、妊娠期から子育て期にわたりまして、切れ目ない支援を行うことを理念といたしまして、市では全ての妊婦の方々に対しまして面接を行うことといたしました。

面接の方法といたしましては、妊娠届け出を市に提出に来られたときに、面接の予約をしていただきまして、市庁舎あるいは「わくわく健康プラザ」にございます健康課にて、全ての妊婦の方々にも面接を行うものでございます。

なお、健康課に妊娠届け出をされました方につきましては、健康課では既に面接を行ってございますけれども、市庁舎や連絡所での届け出の方につきましては、現時点では行っていない状況でございます。

また、これに伴いまして、今まで健康課を除いては、市民課及び連絡所で妊娠の届け出の受付と母子健康手帳の交付をいたしておりましたけれども、4月より本庁舎2階の児童青少年課の窓口と健康課の窓口の2カ所となるということでございます。

妊婦全数面接を行うことによりまして、出産、子育て等に悩みや不安をお持ちの方を早期に捉えまして、妊娠期から行政の専門職がかかわることによって、出産、子育てに関する不安を軽減するとともに、必要であれば各関係機関と連携を行いながら、各家庭のニーズに応じた支援を、妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことを目的とするものでございます。

以上、ご説明でございます。よろしくお願いたします。

・会長

事務局よりご説明がございました。

ただいまのご説明に関しまして、何かご意見等ございましたら挙手にてお願いたします。

す。どうぞ。

・委員

中間年の見直しの5ページのところに、いろいろな施策をやっていただいて、減少している待機児童、まだ待機児童解消には至っていない状況ですということなんですが、具体的にこの4月1日を迎えるに当たり、どんな状況なのかという人数的なもの、それから、待機児童についての捉え方というのがどんどん変わっていつているのかなと思うので、そこら辺もあわせて——2月ごろ、何か保育園に入れなくてよかったと、つまり入れないことが育児休業を延長できる、そういう証明になるので、入れなくてよかったというふうに喜んでいる子育て家庭の方がいるというのが、大きくニュースに取り上げられたんです。

私も幼稚園ではあまり関係がないので、関係がないといっても幼稚園に勤める教職員なんか、今後、来年度、うちも産休、育休がおりますので、ちょっと関係している弁護士なんか聞いたら、結局は育児休業法で2歳まで預かってもらえるということになり、2歳まで家庭で育てることができ、雇用保険でお給料のほうも50%保証してもらえる、ただ、保証してもらうためには、きちっと保育園に入所の希望を出し、落ちなければどっかに入れなければならない、自動的に2歳まで育児休業が延びるわけではないということで、じゃあ、今度、育休、どこかに、保育園に受かって、育休を切り上げた段階で、育児時短が始まるとなると、今度75%のお給料になってしまう、つまりちょっとお給料が上がっても、子どもと離れて暮らすぐらいたったら落ちたほうがいいのかという人たちがふえているんですよというお話を聞いて、そういう感情もあるのかなと思ったんですが、そういう人たちは、その待機児童の中に入るのかどうなのかという、その捉え方が、実際4月から育休法変わりますから、2歳まで育児休業をとれると、公にとれると、なおかつ事業所や、それから雇用保険のほうにも2歳まで育児休業中ですって言っても、最後は、やっぱりやめましたでもペナルティがないというふうに弁護士には聞いたので、意外に戻ってこなかったりするという、やっていることがちぐはぐなだけけれども、心情的にはよくわかるよねという、つまり、落ちて喜ぶ、二、三年前は、「保育園落ちた、死ね」とか言って、すごい言葉が飛び交っちゃったんですが、ことしの2月あたりは、「保育園落ちて、ああよかった」という、そういう人たちのカウント、そういうご家庭のお子さんは待機児になるのかどうか、東久留米の定義で結構なんです、で、最終的に待機児が解消されていないというのが何人ぐらい、年齢別にお伺いできたらと思うんです。

なんか毎年この手の話を聞くんですが、まだ4月1日じゃないからということでおっしゃるんですが、そんなことはないはずで、前年度のことを言われても、タイムリーじゃないような気がするんですよ。

なので、今わかっている範囲の数字的なものをお伝えいただく、その定義と、何人待機児童が年齢別にいるのか、それ、非常に興味があるんですが、まだ解消されていないということなので。

・会長

ご意見ありがとうございました。

事務局のほうでいかがでしょう。はい、お願いします。

・事務局

いろいろご意見いただき、ありがとうございます。

ちょっと全てにおいてお答えできているかどうかは、委員の方にもご確認していただきながら、わかる範囲でお答えを、ご説明等をさせていただきたいと思います。

まず、4月1日時点での待機児童のことが今わからないというのは、大変恐縮なんですけれども、これは今回だけのお話ではなく、やはり国が全国に待機児童の公表を求めることにおいて通知等をされている中で、いわゆる4月1日時点の待機児童、何人ですかということについては、今、わかる時期ではないということ、申しわけないんですけど、ご理解いただきたいと思います。

ただ、状況としましては、保育園の入園に関しましては、まず11月1日に入所のしおり等で保育園の募集状況等を公表いたしまして、それに基づきまして、昨年、1次申請があって、またさらには2次申請という形で、2回に分けて申請をいただき、保育園の申し込み等をしていただいているという状況がございます。

この状況におきまして、例えば、平成29年の4月へ向けた申請状況というものに関しましては、例えば、ゼロ歳児が30名、1歳児が65名、2歳児が41名、3歳児が30名、4歳児が6名、5歳児1名、計173名というのは、従来のご報告等も含め、人数等は出ているところでございます。

それに対応いたします30年4月、平成30年4月へ向けた入所申請状況ということでございますと、失礼いたしました。先ほど私が申し上げました人数というのは、入所保留という形で、申請したけれども、その希望される保育園に入っている状況にはない方、これは、今、保育園に入られていて、ほかの保育園を希望される方も含めてでございますけれども、こういった人数となっております。

これに対応する平成30年4月へ向けた状況といたしましては、ゼロ歳児が27名、1歳児が68名、2歳児が38名、3歳児が21名、4歳児が5名、5歳児が1名の計160名ということになってございます。

この状況を踏まえ、4月1日の申請取り下げの方でありますとか、内定取り下げの方を除いた分に対しまして、これから国が公表するように各自治体にお伝えいただいております、こういった場合は待機児童と数えてくださいとか、含めないですよとか、それぞれ細かい要件があるんですけれども、それらに該当されるものを担当所管のほうで確認しながら、大体、例年4月の下旬ぐらいに、4月1日時点の待機児童としてはこの人数ですよということを公表させていただいているという状況なので、申しわけないですけども、今、それが何人かということは申し上げられない状況でございます。

それに関連しまして、国の待機児童の定義、考え方というところにつきましては、〇〇委員がおっしゃっているとおり、平成29年4月へ向けて変更があったところでございます。

その変更を含めまして、概略でございますけれども、こういったところが待機児童になるとか、ならないとかいうお話ではございますけれども、先ほど触れさせていただきました、既にどこかの保育園に入られている方が、別の保育園に申し込まれて、それで結果として希望に沿えなかったという方に対しては、待機児童としては数えないとか、それから、今、手元にある資料をもとにいたしますと、例えば求職活動中の場合についてでありますとか、例えば幼稚園を利用されている方の場合で、その利用されている幼稚園が預かり保

育、一時預かり事業といった事業を行っていて、長時間の預かりを受けている場合でございませうか、または育児休業中の保護者につきまして、〇〇委員もおっしゃってましたけれども、入所できたときに復職することが確認できる場合には待機児童として含めることとか、そういった定義がございまして、これらを一件一件確認しながら、4月1日時点の待機児童というものを公表していくという流れになります。

おおむね4月1日時点の保育園の待機児童と、それに関する国の考え方等については、今、ご説明させていただいたつもりでございませうが、もし足りない部分等あればご指摘をいただければと思ひませう。

以上です。

・会長

ありがとうございます。

もう一度、確認ですけど、今の話でいうと、平成30年の4月に待機児童の候補というか、人数として160名、これに実際に調整が加わった段階で、確定が出るのが大体4月末ぐらいですよと、こういうことでよろしいですか。

・事務局

ちなみに、昨年、平成29年4月1日現在の待機児童として公表されている人数としましては、当市におきましては67名ということですよ。

先ほど、私が年齢ごとに読み上げました計173名といったところが、数え上げていくと67名になるというような結果があったということですよ。補足をさせていただきます。

・委員

年齢別をどうしてもお伺ひしたかったのは、今週月曜日に東京都の私学部のほうからの研修というか、「子育て安心プラン」、国の策定したものとかのいろんな説明の中に、育児休業法の改正によって、2歳児の待機が今後非常にふえるというご説明を随所でされたので、実際、東久留米がどういうふうになっているのか、その2歳児の待機児童の解消のために、できたら私立幼稚園も一生懸命頑張ってください、2歳児を預かってほしいと、今まで国の法律だと幼稚園は2歳児は預かれなかったんですが、2歳児を預かることができますよと、それもいろんな、私立幼稚園というのは、学校法人になるために寄附行為というそういう書類を出して学校法人の幼稚園になるんですが、その寄附行為の中身を変えなくても結構、そういう面倒なことは一切いたしませんと、それで2歳児を預かってくださいという説明を、国のほうもそういう幼稚園で受け入れてほしい、受け入れ推進、その上、東京都のほうはもっと、国の2歳児受け入れや長時間利用のことについて、ハードルが高ければもっと低くしてあげるよという説明を受けたばかりだったので、2歳児がそんなに待機がふえるのかなと、東久留米のほうもどうなのかなと思ひてお伺ひしたかったということですよ。

・会長

ありがとうございます。

補足も、はい、お願いします。

・事務局

済みません、先ほどのところに少し補足をさせていただきますと、平成29年4月1日時点の公表されている東久留米の待機児童数の中で、2歳児につきましては、昨年の4月1日、54名ということでございます。

・会長

ありがとうございます。

当会議といたしましては、強制力といいますか、その性質上、2歳児を積極的に入れましょうという形にはならないにしても、こういった正確な数字をできるだけ早い段階でご提示いただくことによって、いろんな検討できる材料になるのかなというふうに思います。

〇〇委員や〇〇委員等も、これまでいろんな他市自治体の情報とかも、こういった議論の場で公表していただくことによって、我々のほうで提示すべき数字であるとか、しかるべき待遇というものを、今後も委員の皆様と一緒にやっていきたいというふうに思います。

今、〇〇委員からもお話がありましたように国の動き、それから事務局のほうからもありましたように、いろいろと変わっていく中で、今回こういった中間年の見直しなんかも随時やるというところで今進んでいるかと思えます。

冒頭申し上げましたように、今回の次第2にありますように、次年度の事業計画に関しましても、これまで各委員の方から、国はこうしますよということで、事務局からもお話がありました。基本的には国のやり方に準拠する形で進めていくことだろうというふうに思っております。

ただし、東久留米としてどういう課題があるのかとか、数字上に出てこないいろいろな背景であるとか、つまりは東久留米市としてやれること、もしくはすべきことなんていうのも、来年度のまた我々のこの会議の中で各委員のほうからご提案をしていただいたり、そして、それを皆さんでご検討いただく中で、量の見込みであるとか、確保方策であるとか、物事の一定程度の考え方であるとか、そういったことを改めて皆さんと一緒に議論できればいいかなというふうに考えておりますので、引き続きお願いしたいというふうに思います。

これまでの中で、もしよろしかったら——〇〇委員、どうぞ。

・委員

今、〇〇委員のいろんなご意見を聞いていて思ったんですけども、待機児童の数、データということ、何名いましたっていうことじゃなくて、それがなぜ待機児童数になったのか。

例えば、もっと細かく言いますと、小規模保育が、今回、子ども・子育て支援事業の中でふえましたね、小規模保育が。大きな壁として、ゼロから2歳児までのところでなく、2歳児から今度3歳児になるときに、確実に移しますよということを保証していきますと

いうことを話をしてきました。

でも、それが、小規模保育から3歳児保育に、じゃあ、希望したけれども、本当にどのぐらいの方が実際に入れたのか、この待機児童数の中にそういった方が含まれているのかどうかということとか、あるいは、今度、初めて3歳児から申し込んだ方がいるのか、そういったデータなんかもある中で、ただ待機児童数、何名いるから、何名を確保すればいいですということではなくて、それは本来はニーズ調査とか、そういうものになっていくんじゃないかなと思う。

ただ、これ今からやってくださいということではなくて、もう今後の中で、これは済みません、僕は公にしたいと思っていますが、これを公にすることでいろんなことも承知をされると思うので、例えば、これは子ども・子育て会議の中の案件としてこういうふうに分類されるんですよ、だから、今、課題はこういうことなんじゃないですかということみたいな形で、今後のところで課題としてちゃんと考えていただきたいなというのがあります。

さっき、あるいは〇〇委員がおっしゃっていたみたいに、育休を延ばす方もいらっしゃるりとか、僕も実際に保育現場にいて、保育園に入りたがために離婚した方もいました。離婚する形で入れるという方も実際にいらっしゃいましたから、これだけ保育園に入りたがることが、死活問題と言ったら大げさかもしれないんですけども、そういうところもあるので、そういう部分は単なる数の状態だけじゃなくて、なぜだったんだろう、どうしてだったんだろうと、こういうことも反映していただきたいなところがまず一つあります。これは検討していただけたら。

あわせて、済みません、待機児童の問題が出てきたので、学童のほうなんですけれども、9ページのところで、今回の中間見直しの9ページのところで、第一小学校地区から下里小学校地区まで、学童のいろんな資料が出てますが、今回は、これ、今からやってくださいというのは無理なんでしょうけれども、今後の検討課題として、第一小地区とか第二小地区とか大きくまとめるのではなくて、実際に、例えば第一小地区の中で学童では2つ一応ありますよね、第一学童と第二学童とありますよね。

そういうところで、古い資料を出しますと、平成29年の11月21日のところで、資料3のところの第一小地区のところでは、前沢第一学童と第二学童の70人と39とか、ちゃんと定員があるわけですよ、それぞれが。

それから、特別教室に関しては何十人いましてとか、そういうふうに分かれておりますから、例えば、第一学童と第二学童というのは、各所、分け方というのは、学校の地域の中での、例えば、何丁目から何丁目とか、何町の人たちはこの第一、あるいは何町の人たちは第二ということに分けていたはずですよ。これは今も変わってないはずですよ。変わってませんよね。長くここで答えただかなくてもいいので、今もこれは変わってませんよね。変わってるんですか。

話を続けたいので、それだけいいですか。第一学童、第二学童というのは、その地域で分けているというのが基準になってますよね。まずは、それをちょっと答えただいていいですか。

・事務局

前回の計画策定のときに、第一小学校の地域で、2つの学童保育があるときには、住所等でこれを分けているという話は私も聞いておりますけれども、具体的に何丁目が何等で第一と第二で分けているという細かい情報は、今、手元に資料がございません。

・委員

済みません、昔、大規模学童があったときに、国のほうで基準が変わって、第一、第二に分かれるときには、僕、学童連合会でちょっといろいろ交渉してやってきたんですが、分け方の基準としては、やっぱり学区内の、ある意味、区域で分けるということを基準にするということで話を伺っていたんです。

そこが単に引き継がれているかどうかという部分、僕は今不安に思ったんですけれども、この話を基準にした上で、例えば、第一学童、第二学童の中で、その大きな中で、例えば待機児童数があるというんじゃなくて、例えば、第一学童のほうで待機児童数が多いのか、第二学童で待機児童数が多いのか、そういうことを暫時しっかり分析した中で、どちらのところがどういうふうになってくるのかという、そういう分類も必要じゃないかということをお願いいたします。

だから、今回、すぐにそれを反映してくださいということではありませんが、いいですか、今後のところで、そこをきちんと、こういった保育園のほうでも、今、話があったように年齢的などころの話と同じように、学童に関しても第一小地区と大きくくるんじゃなくて、それぞれの学童でどういうふうに見込んで、どういうふうで待機児が出るのかというところを今後生かしていただきたいなと思います。要望です。研究課題にさせていただきたいなということ。

ただ、今、質問しててちょっとはっきりしたお返事が聞かれなかったところは、ちょっとすごく不安に思っていますので、これを一つ課題にさせていただきたいというのが、まず一つあります。

続けていいですか。待機児童数のところで、僕に言わせると大まか、プライベートな部分、プライバシーの問題になるんですけれども、各学童で障害児枠の方が3名でしたね、今、たしか、受け入れ人数というのは。障害の方というのは、昔は、例えば、肢体不自由とかそういう部分がありましたが、今は学習障害だとか、いろんな多動だとか、いろんな障害のお子さんがいらっしゃいます。

そういう中で、例えば待機児童数の中に、そういった障害を持たれたお子さん方というのは入っていらっしゃらないのかなとか、そういうところの配慮の部分では大丈夫なのかなというところがちょっとありますので、例えばの話、そういうところで障害児枠は何名と入れてしまいますと、プライベートとかプライバシーとかそういう問題になりますので、そこへ入れなくてもいいんですが、それこそやっぱりこういった子ども・子育て会議の場で、障害児枠の方は何名入ってますが、例えば、他で希望されている方は何名で、ここはちょっと入れてないですとか、そういう部分もある中で、本当に全てのお子さんの放課後の安全な、落ち着いて過ごせる場所をつくっていくという話になるのではないかと思いますので、そういったところもちょっとお話、伺いたいと思ったり、これはきょう、今言っても難しいと思いますから、次回のときにしっかりとここの部分を報告できるようにしていた

だきたいなと思います。

今、そういうところで、今回、学童に関しては幾つか、待機児が多いというところで、市のほうのいろんな努力のおかげとか、いろいろやっていただいたおかげで、特別教室とかもお借りして、待機児童数とか何とか、ふやさない方向になったんですが、今後も特別教室を使用したまんまでやっていくのか、それがある程度、例えば少なくなったら、これを使わなくするのかという、そういう部分ちょっとお聞きしたい。いわゆる待機児童数がゼロになったからオーケーということじゃなくて、今後どうなっていくのか。

要は、国のほうでは、例えば障害児受入強化推進事業というのが出てますよね、あるいは小規模放課後児童クラブ推進事業というのがあります。いわゆる学童の待機児に対するこういった事業がありまして、いろんな新しい予算が出ているわけです。

そういう部分を見ると、ただ特別教室を使用してやるやり方だけではなくて、そういったやり方もある中で、そういった部分は市のほうではお考えはないのかな。

でも、やっぱり特別教室を使つての保育というのは、やっぱりここはどうしても本来の子どもたちの安心して過ごせる場所、落ち着いて過ごせる場所ではなくて、一時的な暫定的な事業としてしか僕は捉えていませんので、わかりますか、やっぱり学童保育の施設の中というのは、ここにいる皆さん、本当に学童保育の施設を1回ごらんになっていただきたいんですが、畳の部屋があって、何か子どもたちに見せる漫画の本だとか、ゲームとかいろいろあって、そこが本当に落ち着いて過ごせる場所なわけですよ。

学校の特別教室にそれをわざわざ持って行って、設定してやって、また戻ってこなきゃいけないとか、そういういろんな大変な部分があるわけです。

それは、今、待機児童数がふえた中で暫定的にやっていて、それをこのままやっていくことで考えているのか、それとも、今後、そういう部分をどういうふうに解消していこうとか、今後のことを考えたときに、どこまでどういうふうにやろうとしているのか、それが、そういった意味では単なる待機児童数のデータがゼロになったからこれでよかったという問題ではなくて、一番大事なのはデータの中子どもたちが本当に落ち着いて過ごせる場所が今後継続するのかどうかということだと思いますので、そういった部分も含めてちょっとお聞きしたいなと思います。

・会長

幾つかのご質問の中で、個別の案件も幾つかあったかというふうに思います。

まず、私のほうからお話できることは、冒頭ちょっとお話をさせていただきましたように、次期の計画の中において、〇〇委員からお話のあったこと、〇〇委員のお話あったことのように、数字上では見られないような部分というのも、これは鋭意市としても努力して、精度を高めていただきたいということがあります。

また、そういったことを、ぜひ我々委員の皆様の中で声を上げて反映していただくという働きかけは必要かなというふうに思っています。

ただ、数字に関しては、一定程度正確な基準に沿って、それから、過去の経緯もありますので、この数字の方法論を変えてしまうというのは、非常に、これはこれで危ないことではあるもんですから、それはそれで一定程度の国の方針に従って、準拠していくというところじゃないかなというふうに思います。

何か市のほうからは追加でございませうか。

・事務局

今、何点かご質問をいただきましたけれども、今回の見直しに当たりましては、前回もご説明させていただいておりますが、学童保育所の申請児童数の割合、平成29年4月時点と平成30年、31年度の小学校の児童数の見込みから算出した数値、こういったものを現行の事業計画と比較をして、高いほうの数値を見直し後の量の見込みというふうにさせていただいております。

その結果、第二小と第三小地区と第七小と本村小の4地区につきまして、見直し後の量の見込みが提供体制を上回るということで、今回は特別教室等の活用で、確保の方策を示させていただいたという形になっております。

1点目の各学童保育の中での第一と第二の学童保育の区分等につきましては、前回の調査の仕方等をもう一度振り返ってみたいと思っております。

それと、2点目の障害者の、特別支援学級等の配慮の必要なお子さんへの支援というのは、今回の中でも、実際の実務の中では臨時職員の配置等を行いながら対応してきているというのが実務的な対応でございませう。

最後に、今後の特別教室の活用を、特別教室等だけで行っていくのかというご質問につきましては、政策的な部分だと思っております。現時点では国からも示されておりますように、空き教室ないしは余裕教室等の特別教室をしっかりと活用しながら、待機児童対策をまずは取り組んでいくようになっておりますので、私どもはそれを踏まえて、現実的な対応として特別教室等の活用を各学校の関係者の方の協力を得て、一つずつ行っているという状況でございませう。

今回も、4校を特別教室の活用を7月に向けて調整をして確保していきたいと考えております。

・会長

ありがとうございます。

本年度、最後になります。まだご発言なされてない方、もしよろしければ挙手等で、質問でも結構ですし、感想でも結構ですので。じゃあ、どうぞ。

・委員

待機児童に関してなんですけれども、私、今、一番下の子、〇〇〇保育園に通ってまして、先日、役員会で次年度の体制がちらっと、園長先生のほうからお話があったんですけども、ちょっと〇〇〇保育園、法人のほうで新たに保育園を開くということで4名ほど異動されるんです。

また、ちょっと退職の方もいらっしゃって、育休中の方も戻ってこられたりとかもするんですけども、その分、異動とやめられる方の分は補充ができていないということで、ゼロ歳児の弾力化を、来年度とりあえず行わないという話を園長先生のほうからお聞きしました。

やはり保育士不足で悩まれているようなので、市でちょっと何か手だてみたいなのが

していただいているのか、何か考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

・委員

今のお話のところとあわせてなんですけれども、先日、学童父母会連合会のほうで課長と代表のほうでちょっとあの場では述べさせていただいたんですけれども、その場で、この子ども・子育て会議の場で、保育料とか学童保育料の見直しをやって、僕らは値上げという言い方をしていますが、やりましたね。

そのときに、単なる値上げということではなくて、必ず全体的に保育とか学童のほうに還元していきますというお話でした。お話があったんです、当時の部長と課長とか、いろいろな人の中で。ただ、学童のほうに関すると、学童保育料は実際に値上げされたけれども、確かにこういった部分の、今回、特別教室を使って、このような待機児解消とかをしていますが、でも何か実際にどのぐらいどういふふうによくなったのかというのは感じられない。例えば、保育園に関してもそういう部分が感じられないということをお聞きしています。

恐らく、例えばですね、今、保育士のどういうふうにも拡充をしていくとか、定着していくかという部分のところ、自治体によっては、処遇改善を自治体で単独でやっているところもありまして、例えば、中野区とか杉並区なんかに関しては、保育従事者宿舍借り上げ補助ということで、ひとり暮らしの方に家賃の補助をすることだとか、例えば、中野区に関しては、この4月から働かれる方が、お一人10万円のお金を補助されるとか、いろんなやり方があります。

例えば、今回、値上げした後いろんな部分のお金が、私たちの表立ったところで、保護者のほうではないかもしれないけれども、そういった保育士とか、学童保育の学童指導員のほうに処遇が改善されているのであれば、まだそういうふうにも改善されているんだ、生かされてるんだということで納得はするんです。

そういった部分の情報とか、公開をしていただきたいなという部分を〇〇委員の意見にあわせてちょっとお聞きしたいなと思います。

・会長

ご意見ありがとうございます。

本会議の議題ではないことではございますが、もしこのところの部分でお答えいただけるところがございましたら、市のほうからよろしく願いいたします。

・事務局

ご質問、ご意見いただきありがとうございます。

まず、〇〇委員からいただきました保育の関係が主なところになるかと思うんですが、保育士の不足というんですか、そういったことが言われている中の当市での今の現状の対応というところでございます。

保育士が、例えば23区でありますとか、特に、とりわけ施設整備が急激に進んでいるような自治体、地域におきましては、そういったお話があるということは情報として聞き及

んでいるところでございます。

また、当市におきましては、いわゆる保育士さんが予定どおり集まらなくて開設できなかったといった保育園が、今、現時点であるということではないんですけれども、ただ、そういうお話を聞き及ぶ中におきまして、これまで保育士の処遇改善策といたしましては、国の処遇改善というのが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、給料のベースアップに加えまして、平成29年度からは、さらには保育士の定着等を踏まえ、職務階層等に応じたキャリアアップといった考え方を含めた国の処遇改善が行われております。

当市としましては、まずはそういった国の施策、補助、そういったものを活用しながら、見込ませていただいて対応をしているところでございます。

また、待機児童が都市部が多いということもあり、東京都といたしましては、キャリアアップ補助というものを、これもやはり平成27年度から始めておりまして、こちらにつきましても、当市としましては、国、東京都の財源を活用した形での対応を行っているところでございます。

これらにつきましては当市としましても実施をしているという、そういったふうに考えていただいてよろしいと思います。

また、宿舍借り上げ支援事業につきましては、平成30年度から、当市につきましても対象の施設の方のニーズ等も確認しながら、これも国と東京都の財源を活用した形で実施をしてみたいと考えているところでございます。

こういったことで、繰り返しになる部分がございますけれども、財政事情という部分もある中で、国や東京都の動き、これらを注視しながら財源を活用させていただき、できる限りのそういった保育士の処遇の改善であるとか、定着、離職防止といったことについて取り組みを進めているところでございます。

保育の関係については以上でございます。

・事務局

まず、学童保育所の保育料の改定の経過と処遇改善、どのような形で改定された後、使われているかといったところのご質問についてお答えいたします。

27年度までは、月額、学童保育料は月5,000円で行ってまいりました。28年度から6,600円ということで1,600円、使用料が改定されました。そのときの使用料につきましては、28年度を見てみますと、前年度よりも総額で1,500万円ほど増加しているということで私ども把握しております。

28年度の決算の数値でございますが、学童保育所費は全体で約2億7,000万円かかっております。

当時の改定の考え方を示しているものといたしましては、国庫補助対象の学童保育所の管理運営費の2分の1を保護者負担にしよう、その他は6分の1ずつを国と都と市で負担するという考え方を示しておりまして、この考え方に基づいて行っているわけでございます。

現状ではということで、5,000円から6,600円に改定されておりますが、平成28年度の決算を見てみますと、使用料の総額は6,500万円ということで、全体の事業費2億7,000万円のうちの24.4%となり、おおむね4分の1のご負担という形になっております。

考え方としては2分の1が保護者負担ということでございますので、かなり低く抑えられているという現状があると、これを、数字を近隣の市町村の学童保育所の保育料等と比較しておりますけれども、当市が特に高いという状況にはないというふうに理解しております。

処遇改善等につきましては、毎年、関係団体と交渉しながら、ちょっと手元に具体的な数字がございませんが、一定の勤務条件等の改善に努めてきていると認識しております。

・委員

世の中で保育士さんだけが不足しているというふうにはマスコミも皆さんお伝えになりますが、幼稚園教諭も同じ状況にありますので一応お伝えしておきます。

保育士さんの場合は、本当にキャリア加算というのがありまして、子ども・子育て支援新制度になってから、かつてうちの幼稚園で幼稚園教諭として働いた者から、たくさん勤務証明書を出してくれと、勤務証明書を出しますと、うちの幼稚園で7年勤めていれば、もう既に月額4万円のキャリアアップのお給料の上乗せがなされるということで、何人、勤務証明書を出したかなという状況であります。

私立幼稚園の中にも、先ほどの〇〇〇保育園さんではありませんが、やっぱりやめてしまって、結構一挙にやめてしまったというのは同じ市内にもありますし、それから、ちょっと離れたところの市の私立幼稚園でもそういうことが起こっているということで、すごく私立幼稚園の理事長、園長を集めて、11月ごろまだ決まってない、12月もまだ足りないということで、もともと保育園と処遇の、つまりお給料面で張り合うのはもともと無理ですと、出しようがない部分が、あちらは非常に上がっているの、幼稚園はそれでも幼稚園教諭を何とか確保したかったら、身を切ってお給料面を、お給料だけではないけれども、お給料にプラス働き方改革もして頑張ってくれませんかという、そういう研修会をしたら、100名募集が150名ぐらい集まって、いかに幼稚園教諭が雇用できないかという、本当にご存じの方は少ないと思うんですが、そういうふうになって、そのもとというのは、うちで働いている教諭たちも、保育士ももちろん持っています。ほとんどダブルで持っています。

ただ、保育士さんのほうは、株式会社の保育園が4月ごろ、200名、300名を募集してしまうので、一見いいかなということで、そちらにささっと行ってしまったりとか、そういう事情もあつたりしますので、保育業界は保育士さんも幼稚園教諭も足りていない、そして、なかなか残念ながら長くお勤めになる方が、以前とは違って少なくなっているという部分もすごくあるんじゃないかなと。

保育園のほうは、たしか私の記憶では、派遣の保育士も一応派遣でも補助対象になり、そういうことでちょっとお伺いしたことがあるんですが、幼稚園教諭の場合は、私学共済事業団にしっかり入って正規雇用の者だけしか補助の対象にはならないということで、もう不足の部分は、相当、学校会計も大変になってくるという状況になっています。

・会長

ありがとうございます。

まず、〇〇委員のご意見のところの部分でございますが、一旦整理させていただきます

と、例えば、待機児童の数字的なものの確保はいいんだけど、そもそも幼稚園の先生や保育園の先生の確保も市としてちゃんとやっていますか、やっているんだったら、どういうことをやられて、どういう成果があったのかというのを、またどこかのタイミングでご提示、お示しいただければいいのかなというところかなというふうに思います。

今、〇〇委員が話があったように、これは保育園の先生だけじゃなくて、幼稚園でも同じような状況もあり、それぞれの場所でいろいろ努力されているんですけども、市として取り組まれていることを、ぜひ積極的に開示してもらって、お示ししていただければなということだと思います。

それから、〇〇委員のほうのお話に関しましては、逆に私も学童に子どもを入れている立場からすると、すごくシンプルな話で、お金が上がったらどれだけサービスが上がったんですかという、そこにもなるのかなと。ですから、単純に他市と比べて決して高いとか、安いとかっていう単純なそこだけの比較ではなくて、単純にサービスの質として、ということが担保されていて、利用者が納得して、だったら1,000円上げてもし方がないね、それも市側の財政状況もわからんでもないというところで、ご納得いただけるようなご報告であり、活動の内容、質の部分をお示しいただければなということかなというふうに思っております。よろしいですかね、そのような理解で。

では、議論のほうも、せっかくだから、まだ本日、ご発言されていない4名の方、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

感想というか、なんですけれども、さっき〇〇委員が言われていた、今、学習障害とか、多動とかっていうお子さんがふえているということで、そういう方に対しての確保方策というのはどうなっているのかというお話があった中で、成長段階で、例えば親御さんとしておかしいなと思ってから、そういう相談機関に行って、1回で判定が出るわけじゃないんですよ、何回も何回もいろんな検査をしたりとか、こうやっていく中で、そうかな、そうじゃないかなという境界例の方が多分たくさんいらっしゃって、そういうはっきりしない部分で、そこを数にカウントしていくのは難しいのかなというのをちょっと感じまして、今、大人になられてから、はっきりそういう機関に行ってわかるという方もいらっしゃるとい、多いという話を聞いたことがありますので、もし小さいときにそういう方が学童なり、保育園とかに入った場合に、まだはっきりそうとは決まってないんだけど、そういう傾向があるという方があったときに、またそこで保育士さんとか先生は大変な思いをされるという、ちょっと何か、でもはっきり決まっはいいないから、そこで人員をふやしてもらうということではできないという、何かかわいそうな現状っていうんですか、何かそういうのがちょっと保育士をしている友達もいたので、そんな方から話を聞いたりっていうのがあって、ちょっと難しい問題だなというのをちょっと感じました。

あと、〇〇委員のほうから、2歳児のというお話等があった中で、あと、育休が今2年間とれるという、私が子どもを生んだ時代は1年間だったので、私も1年育休をとって、復帰をしようと思って1年後に子どもを保育園に預けたら、子どもが結局なれなくて毎日泣いてばかりいて、それで、結局、仕事に戻ることを断念して、戻ってから2カ月か3カ月ぐらい行ったんですけど、結局、保育園で「もうおたくのお子さんは毎日泣いてばかり

いるから、ちょっともう無理よ」って言われて、結局、私も仕事をやめちゃったんですけども、今、前は多分2歳までが大事って、今、何か聞くところによると、生まれてから1,000日が大事だっていう話も聞いたりして、保育園に入れなかったから、いろんな状況でよかったという方もいらっしゃるという話を聞いて、実際のところは本当そうなんだなって、保育園に行って預けて仕事をしてるから、その1,000日がよくないとかって、一概にはそういうことではないと思うんですけども、そこでも、やっぱりまた保育園でもいい先生にめぐり会い、幼稚園とかでもいい先生にめぐり会って、その子が本当に親との関係もいのように育っていくというのが本当は理想なのかなという、この議題とはちょっと関係ありませんけれども、何かそんなことを感じました。

・会長

貴重なご意見ありがとうございます。

今、障害の話が出ましたけれども、あまり伝えたことはないんですけど、私、障害が専門で大学で教えているので、非常に障害のカウントの仕方であるとか、ご苦労のほうを承知している、理解はしています。

なので、今、ちょっとヒントが出たのかなというふうに思うんですけども、実際に何人ということよりも、負担という言い方が正しいかどうかは別としましても、先ほど〇〇委員のお話があったように、先生がどういうふうに接していいかという部分に関して、幼稚園も保育園も、今、非常にいろんな情報の中からご指導されていると思うんですけども、そういったことも市のほうから、こういう専門家を呼んで、こういう指導がありますよというようなこともしてあげられるようなベースがあるといいなというふうに感じております。

それから、ちょっと話が前になりますけれども、妊婦の話があったと思うんですけど、妊婦の話も今から2年、3年ぐらい前に大きく出たので、産後鬱ということがあったというふうに記憶しております。今でも現象としてはあろうかというふうに思いますけれども、本当に切れ目のないケアであったりとか、安心して東久留米で産むという決断をまずしていただけること、産んだ後のベースが我々のこういった会議を含めて、安心した子育てができる環境をつくってあげられることが非常に重要なことというふうに思いますので、ぜひとも切れ目のない活動といいますか、支援を引き続きお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、皆様から貴重な意見たくさんご頂戴いたしましたので、一旦、こちらのほうで終了とさせていただきます……。

・委員

今、〇〇委員のほうから障害のお子さんのお話が出たんですけども、僕も保育の現場のほうで多動だとか、それこそ学習障害とかいろんなお子さんがいる中で、まずどういった形で、例えば、親御さんはあまり感じてない、でも現場側からすると、ちょっとこれはちゃんと対応しとかなないといけないんじゃないかな、ただ、おうちの方によっては、うちの子はそういう特別な子じゃありませんとか、そういういろんな大変なところがある、そういう難しいところも、これは会長も、今、言ってたように専門的にやってらっしゃるか

ら、そういう部分の大変さはわかると思うんですけども、中には、うちの子はちょっと特別な配慮が必要だなってわかって、例えば、特別支援学級に入れるとか、そういうおうちの方もいらっしゃいます。そういう中で、そこをわかって学童保育にも入りました。だけど、障害児枠の中にいるわけです。

だけど、学童で先生がそういうこと知らなかったという事例があるわけです。それは、学童連合会のアンケートの中にありました。自分は特別支援学級とか、あるいは配慮を必要とする子どもだということで、それで入りたいんだらうなど、そういうところに入って来たんだけど、でも学童の先生がそれを知らなくて、そういう部分で、この子はちょっと大変なんですとかいろいろ言われたりとか、そういう話があるんです。

ですから、さっき、そこまで、きょうはちょっとお話したくなかったんですが、そういう部分も含めて、学童のほうでは、きちんと障害児枠とかそういう部分というのは把握されているのでしょうか。

実際に障害児のお子さんを受け入れるだけで、それに対して職員も加配されてますよね。加配されているのに、それを学童の先生が知らなかったということはどうなのかなという大きな課題だと思うんです。

そういう部分で、ただ待機児童ゼロになりました、解消しましたという課題ではないんじゃないですかということをお伝えしたかったんです。そこはしっかりと、もうこの前、僕は公の場で言うておりましたけれども、アンケートの中にもそういう意見ありましたから、そういった意味で、また今回いろんな部分でデータの上でゼロにしたからいいとか、そういうことじゃなくて、例えば、保育園の待機児童に関しても、何で入れなかったという部分のちゃんとニーズを、ニーズというかデータを見ていく、学童の部分に関しても、この障害児の部分に関してもそういうところを見ていく、それぞれにやっていくことをやっていかないと、本来の子育て支援事業にならないんじゃないですかということをお伝えしたかったのも、そこは検討課題にしていきたいなと思います。

・会長

ありがとうございます。

次年度の今後の計画について、非常に興味深いポイントを皆さんから示唆されたというふうに思いますので、事務局のほうも実態に即した部分の中で、可能な範囲でぜひとも積極的に検討していただければなというふうに思います。

それでは、次の日程の調整の確認をしたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、次に日程に関してのご説明でございます。

来年度ということになりますけれども、今、具体的な日程というのは未定でございますけれども、現時点では5月の下旬から6月中旬ごろに開催できればいいなと考えているところでございます。

内容といたしましては、次の子ども・子育て支援事業計画でありますとか、また、今の現事業計画の進捗状況に関する内容、これが中心になるのではないかと考えてございます。

詳細につきましては、また追ってご連絡をさせていただきたいと思いを
以上でございます。

4 閉会

- ・会長

ありがとうございます。

次回の日程等に関しましては、会長、それから副会長にご一任いただき、事務局と調整をさせていただければというふうに思います。

それでは、今年度の委員会でございますが、本日予定していました内容全て終了いたしましたので、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

委員の皆様、どうもお疲れさまでございました。

以 上